

豊中市立公民館使用料の還付について

(目的)

第1条 この要綱は、公民館条例（昭和33年3月31日 条例第6号）第16条第3号に規定する既納の使用料の還付の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(還付)

第2条 使用日の1か月前の応当日（その日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年1月3日までの日その他の休館日にあたる場合は、その直前の開館日）までに豊中市立公民館使用承認取消申出書兼使用料還付請求書（様式1）が提出され、豊中市教育委員会が認めたとき、既納の使用料の5割の額を還付するものとする。

(還付方法)

第3条 前条の還付金は、様式1で指定する金融機関口座に振込むものとする。

(使用日時等の変更の禁止)

第4条 受付手続した、申請の使用日・時間区分・施設の変更は認めない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から実施し、改正後の要綱第2条の規定は、平成29年4月1日以後の使用に係る使用料の還付について適用する。